

# 新潟県市町村総合事務組合公報

第 203 号

平成 26 年 11 月 4 日

新潟県市町村総合事務組合

## 目 次

条 例	ページ
11 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……	1
公 告	
予算の要領について（平成 26 年度補正予算） ……………	1
（平成 26 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）） ……………	1

## 条 例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 26 年 11 月 4 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

### 新潟県市町村総合事務組合条例第 11 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

## 公 告

### 予算の要領について（公告）

平成 26 年 10 月 28 日に専決処分した平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 4 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,000 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,619,830 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 交 付 金		690,000	30,000	720,000
	1 交 付 金	690,000	30,000	720,000
歳 入 合 計		1,589,830	30,000	1,619,830

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		1,580,151	30,000	1,610,151
	1 消防団員等 事業費	1,563,099	30,000	1,593,099
歳 出 合 計		1,589,830	30,000	1,619,830